4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
主な犯行態様
○　犯行場所は、兵庫県内、大阪府内、京都府内、滋賀県内、岡山県内など。
○　難病の子供の支援活動を装い、同活動のポスターを見せて募金を募る。
○　主な欺罔文言は、「難病の子供に募金をお願いします」、「難病の男の子のために募金お願いします」、「難病のいっくんのために募金お願いします」などというもの。
○　プラスチック製の円筒型容器に現金を入れさせる。
5　残余給付資金の額　金66万6,575円
6　特別支給申請期間　平成28年３月７日から平成28年４月18日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　神戸地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年10月31日
⑶　確定年月日　平成26年11月15日
⑷　被告人の氏名　武本　幸一
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、難病の子供の支援活動を装って、街頭募金名下に通行人らから現金を詐取しようと企て、平成26年４月25日頃から同年７月10日頃までの間、兵庫県内ほか数か所において、真実は、募金名下に集めた現金を自己の用途に費消する意図であるのに、その情を秘し、不特定多数の通行人らに対し、難病を患った子供の支援のためを装った募金を呼びかけ、被害者らをして、寄付した応募金が被告人の個人的用途に費消されることなく難病の子供の支援金に充てられるものと誤信させ、よって、被害者らからそれぞれ現金の交付を受けて現金合計約76万5,900円を詐取し、もって、人を欺いて財物を交付させたものである。
（罪　　名）
詐欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒650―0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　犯罪被害者担当
電話番号　078―367―6078（直通）

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年３月７日
近畿地方整備局長　山田　邦博
1　処分をした年月日　平成28年２月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニタス　代表取締役　山田平太郎　大阪府大阪市中央区淡路町２―１―１　国土交通大臣許可（般・特―23、般―27）第15132号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内における建築工事業及び電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）　「建築工事業及び電気工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成28年３月８日から平成28年３月22日までの15日間
4　処分の原因となった事実　株式会社ユニタスは、平成24年４月から平成26年６月までの間、茨城県つくば市内、三重県鈴鹿市内、奈良県橿原市内、岡山県津山市内及び福岡県福岡市内で施工した民間企業が発注した建築一式工事及び電気工事において、建設業法第26条第１項及び第２項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者及び主任技術者として配置していた。
このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２８年（家）第７００５号
山口県防府市大字向島628番地
申立人　阿部　次男
本籍広島県安芸高田市甲田町深瀬246番地２、最後の住所山口県岩国市山手町３丁目20番11号、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日平成24年３月８日、出生の場所山口県佐波郡右田村、出生年月日昭和19年９月24日、職業不明
被相続人　亡　田川美智子
催告期間満了日　平成28年９月17日
山口家庭裁判所
平成２８年（家）第７００６号
山口県山口市大内氷上２丁目７番18号（A102）
申立人　寺山　浩司
本籍山口県防府市東松崎町1517番地２、最後の住所山口県山口市吉敷佐畑４丁目４番44号（介護老人保健施設悠々の里）、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成27年６月２日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日大正14年６月28日、職業無職
被相続人　亡　加藤　咲子
催告期間満了日　平成28年９月17日
山口家庭裁判所
平成２８年（家）第１２号
事務所鹿児島県鹿児島市名山町１番３号鹿児島ビル４階　野田・馬場法律事務所
申立人　前田　圭子
本籍鹿児島県曽於市財部町北俣3076番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日平成27年２月22日、出生の場所満州国瀋陽市平和区、出生年月日昭和20年12月12日、職業無職
被相続人　亡　東山　福子
催告期間満了日　平成28年９月23日
鹿児島家庭裁判所加治木支部
平成２７年（家）第９０２号
岩手県盛岡市菜園１丁目３番６号農林会館４階
申立人　相続財産管理人　弁護士　吉江　暢洋
本籍岩手県盛岡市高松３丁目６番、最後の住所岩手県盛岡市高松３丁目６番３号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成25年６月24日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和29年９月20日、職業会社員
被相続人　亡　阿部　良次
催告期間満了日　平成28年９月18日
盛岡家庭裁判所
平成２８年（家）第３３２号
埼玉県熊谷市筑波２―20　木村ビル３階　星川法律事務所
申立人　自在　　暁
本籍埼玉県深谷市上増田58番地、最後の住所埼玉県深谷市上増田58番地２、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日平成15年４月23日、出生の場所埼玉県大里郡明戸村、出生年月日昭和９年２月３日、職業無職
被相続人　亡　蛭川フサヨ
催告期間満了日　平成28年９月30日
さいたま家庭裁判所熊谷支部